

特別管理産業廃棄物収集運搬業変更届について

◎特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可をお持ちの方は、次の事項が変更となった場合に変更届の提出が必要です。

変 更 事 項	添 付 書 類	備 考
住所	① 個人：住民票（本籍記載のもの） 法人：履歴事項全部証明書 ② 位置図	・①は発行日から３ヶ月以内の原本
事業場等（駐車場等）の所在地	① 位置図 ② 場内の配置図 ③ 土地の履歴事項全部証明書 ④ （賃貸借の場合）契約書、使用承諾書等	・③は発行日から３ヶ月以内の原本 ・③の地目が農地の場合は、農地転用の許可等が必要
氏名又は名称	個人：①住民票（本籍記載のもの） ②登記されていないことの証明書又は医師の診断書等 法人：①履歴事項全部証明書 ②定款又は寄付行為の写し	・①、②は発行日から３ヶ月以内の原本
法人の組織 （有限会社⇒株式会社など）	① 履歴事項全部証明書 ② 定款又は寄付行為の写し	・①は発行日から３ヶ月以内の原本 ・個人⇒法人、合資会社⇒有限会社へ変更の場合は、新たに許可申請が必要
法人の役員	① 履歴事項全部証明書 ② 新旧対照表（任意様式） ③ 住民票（本籍記載のもの） ④ 登記されていないことの証明書又は医師の診断書等	・①、③、④は発行日から３ヶ月以内の原本 ・③、④役員として新たに就任した者分のみを添付
５％以上の株主、使用人、法定代理人等	① 新旧対照表（任意様式） ② 住民票（本籍記載のもの） ③ 登記されていないことの証明書又は医師の診断書等 ④ （株主等が法人の場合）株主等の登記事項証明書 ⑤ （使用人が就任した場合）使用人証明書（任意様式）又は組織図	・②、③、④は発行日から３ヶ月以内の原本で、新たに就任した者分のみを添付
事業の一部又は全部廃止	廃止する許可証の原本	
車両、船舶 （増車・減車・更新等）	① 新旧対照表（任意様式） ② （車両の場合）自動車検査証（電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項）の写し （船舶の場合）船舶国籍証明書、船舶検査証書等の写し ③ 車両、船舶の写真 ④ 賃貸借の場合：契約書、使用承諾書等	・②、③、④は新規分のみ ・④は車両のみを対象としたもの
積替え保管の場所に関する事項 ・所在地、面積 ・積替え保管を行う産業廃棄物の種類 ・積替え保管のための保管上限 ・法定の保管高さのうち最高のもの	①見取図、配置図、平面図、立面図、構造図 ②施設の所有権、又は使用权原を証する書類	・変更に係る事業計画書

※マイナンバー記載の住民票は受理できませんので御注意ください

◎ 変更届の提出方法

変更事由が発生してから10日以内に「特別管理産業廃棄物処理業変更（廃止）届出書」（規則様式第17号）に必要な事項を記入の上、上記の添付書類とともに提出してください（ただし、添付書類に商業登記の履歴事項全部証明書が必要な場合は30日以内に提出してください。）。

提出方法は来庁又は郵送です。提出部数は1部ですが、提出の証明が必要な場合は、届出者分の控えを作成して同時に提出してください。受領時に日付を押印した上で返却します。（郵送の場合は、必ず返信用封筒を同封してください。）

また、郵送で到着の確認が必要な場合は、配達記録で確認できる方法で送付してください。

提出場所は最後のページ「宮城県産業廃棄物許可申請窓口一覧」を参考にしてください。

◎ 許可証の書換え

許可証の記載内容が変わる場合、書換えを行います。新しい許可証の交付後に連絡しますので、担当者の氏名・連絡先がわかるようにしてください。なお、変更届提出の際に許可証原本の提出は必要ありません。新許可証受け取りの際に、旧許可証を返還していただきます。

特別管理産業廃棄物処理業

届出書

提出日を忘れず記入

〇〇年〇〇月〇〇日

宮城県知事 宮城 むすび丸 殿

法人：登記簿のとおり記載
個人：住民票のとおり記載（屋号は不可）

現在お持ちの許可証に記載されている許可年月日と許可番号を記入

届出者

住所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号
株式会社宮城軒
氏名 代表取締役 宮城 太郎
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号 〇〇〇（〇〇〇）〇〇〇〇

〇〇年〇〇月〇〇日付け第 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 号で許可を受けた特別管理産業廃棄物処理業に係る以下の事項について したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の23第1項第2号に掲げる事項を除く。）	代表取締役 宮城 太郎 取締役 仙台 花子 車両 10台（別紙のとおり）	代表取締役 仙台 花子 取締役 宮城 太郎 取締役 宮城 二郎（退任） 車両 9台（別紙のとおり）

変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項）

（変更内容が法人に係るものである場合）※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更		
（ふりがな） 名 称	住 居	
	法人に関する事項が変更された場合に記入	
（変更内容が個人に係るものである場合）※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む。）、株主、出資をしている者及び使用人の変更）		
（ふりがな） 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 居
みやぎたろう 宮城 太郎	S64.1.1 代表取締役	宮城県〇〇郡〇〇町〇〇1番1 宮城県〇〇市〇〇二丁目2番2号

新任の方に関する事項を記入
氏名・本籍等は住民票の記載のとおり※ふりがなも忘れず記入

廃止又は変更の理由	代表者、役員及び車両の変更
備考	変更届の提出は変更事由が発生してから ※事前に提出するものではありません

1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内に提出すること。（ただし、添付書類に法人の履歴事項全部証明書が必要な場合30日以内）

2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

新旧対照表の様式は任意です

車両のナンバーと形状
を車検証のとおり記入

運 搬 車 両 の 写 真

自動車登録番号	仙台〇〇あ〇〇〇〇	車両の名称	キャブオーバ
前 面 写 真	車両の前面のカラー写真を貼付 ●全体が確認できるもの ●ナンバーが読み取れるもの		
側 面 写 真	車両の側面のカラー写真を貼付 ●全体が確認できるもの ●産廃車両の表示を行いその内容がわかるもの (表示内容が確認できない場合は別紙にて添付)		
		撮影	〇〇年〇〇月〇〇日

◎宮城県産業廃棄物許可申請窓口一覧

担 当 公 所	郵便番号・住 所	電 話	所 管 区 域
仙南保健所 (仙南保健福祉事務所) 環境衛生部環境廃棄物班	989-1243 大河原町字南 129-1 (大河原合同庁舎内)	0224-53-3118	白石市、角田市、蔵王町、 七ヶ宿町、大河原町、 村田町、柴田町、川崎町、 丸森町
塩釜保健所 (仙台保健福祉事務所) 環境衛生部環境廃棄物班	985-0003 塩竈市北浜 4-8-15	022-363-5501	塩竈市、多賀城市、 富谷市、松島町、 七ヶ浜町、利府町、 大和町、大郷町、大衡村
塩釜保健所岩沼支所 (仙台保健福祉事務所岩沼支所) 環境廃棄物班	989-2432 岩沼市中央 3-1-18	0223-22-6295	名取市、岩沼市、亶理町、 山元町
大崎保健所 (北部保健福祉事務所) 環境衛生部環境廃棄物班	989-6117 大崎市古川旭 4-1-1 (大崎合同庁舎内)	0229-91-0711	栗原市、大崎市、色麻町、 加美町、涌谷町、美里町
石巻保健所 (東部保健福祉事務所) 環境衛生部環境廃棄物班	986-0850 石巻市あゆみ野 5-7 (石巻合同庁舎内)	0225-95-1447	石巻市、登米市、 東松島市、女川町
気仙沼保健所 (気仙沼保健福祉事務所) 環境衛生部環境廃棄物班	988-0066 気仙沼市東新城 3-3-3	0226-22-5127	気仙沼市、南三陸町
環境生活部 廃棄物対策課施設班	980-8570 仙台市青葉区本町 3-8-1 (行政庁舎13階)	022-211-2648	仙台市(積替え保管無し)、 宮城県外

◎仙台市内の行政担当機関

仙台市環境局廃棄物事業部事業ごみ減量課 事業係 022-214-8235 施設係 022-214-8236 仙台市青葉区二日町6-12 二日町第二仮庁舎2階

◎産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会

【実施機関】 (公財)日本産業廃棄物処理振興センター TEL 03-5807-5911 FAX 03-5807-5912 【受付機関】 (一社)宮城県産業資源循環協会(宮城会場のみ) 宮城県仙台市青葉区木町通1-4-15 仙台市交通局本局庁舎4F TEL:022-290-3810 FAX:022-290-0381
